

## 佐賀市エコプラザ運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐賀市の環境学習の拠点である佐賀市エコプラザが、佐賀市環境基本計画に基づいて運営され、本市の環境保全活動の活性化に資するよう、佐賀市エコプラザ運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 委員会は、佐賀市エコプラザの運営が、佐賀市環境基本計画に基づいて展開されているか意見聴取等を行う。

2 委員会は、前項の結果を提言として佐賀市に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

5 委員は、次の者の中から市長が委嘱する。

(1) 環境保全活動を行う市民社会組織代表

(2) 学識経験者

(3) 企業関係者

(4) 公募した市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (公開)

第6条 委員会の会議は、原則として広く市民に公開して行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部循環型社会推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市エコプラザ運営委員会設置要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。